

軽自動車税（種別割）について

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・

軽自動車などの所有者にかかる税金です。

所有者には、5月上旬頃に納税通知書（税金を納める紙）を送ります。銀行や郵便局、コンビニエンスストア、市内の各地区市民センター（中部地区市民センターを除く）などで6月1日（月）までに納めてください。税金を納める紙をなくした人は、市役所収納推進課にご連絡ください。

車を売ったり、人にあげたり、乗らなくなったら、所有者の名前を変えたり、廃車の手続きをしてください。手続きをしないと、売った後も毎年税金がかかります。

お問い合わせ先

納税のご相談 収納推進課 電話059-354-8140

課税の内容 市民税課 電話059-354-8133